

朝日町選挙投票立会人募集要領

1 概要

朝日町選挙管理委員会では、選挙の投票所で公正に投票が行われるよう立ち会っていただく「投票立会人」を次のとおり募集します。

2 投票立会人の業務

投票立会人とは、期日前投票所及び投票日当日の投票所において、投票及び投票事務が公平公正に行われるよう立ち会う人のことです。投票立会人の業務において選挙制度等に関する詳しい知識は特に必要ありません。募集区分は1日、前半、後半としております。(希望者の状況により希望通りとならない場合があります。)

○投票日当日

区分	1日	前半	後半
立会日	選挙日当日		
立会場所	いつも投票を行っている投票所（選挙人名簿に登録された投票所） ※立会人の登録・参加状況により、上記以外の投票所となる場合があります。		
立会時間	・立会時間 7:00～20:00 ・集合時間 6:30 ・解散時間 20:30 頃	・立会時間 7:00～13:30 ・集合時間 6:30 ・解散時間 14:00 頃	・立会時間 13:30～20:00 ・集合時間 13:00 ・解散時間 20:30 頃
	※開票所への投票箱の移送に同行していただく場合があります。		
報酬	・12,400 円	・6,200 円	・6,200 円
	※規定の源泉所得税を控除します。 ※国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定められている額に基づき支払いますので、金額が変更になる場合があります。		

○期日前投票

区分	1日	前半	後半
立会日	期日前投票期間 ※期日前投票期間のうち、立会いができる日を確認し、調整します。		
立会場所	朝日町役場		
立会時間	・立会時間 8:30～20:00 ・集合時間 8:15 ・解散時間 20:30 頃	・立会時間 8:30～14:15 ・集合時間 8:15 ・解散時間 14:45 頃	・立会時間 14:15～20:00 ・集合時間 14:00 ・解散時間 20:30 頃
	報酬	・10,900 円	・5,450 円
※規定の源泉所得税を控除します。 ※国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定められている額に基づき支払いますので、金額が変更になる場合があります。			

○その他事項

- ・報酬は後日、指定口座へ振込みます。
- ・交通費は支給しません。
- ・立会時間の中で、昼食・夕食を含む休憩時間が適宜あります。休憩時間中の立会場所からの外出はできません。
- ・昼食・夕食は選挙管理委員会にて準備します。

3 資格要件

朝日町に住所を有し、投票日現在に朝日町の選挙人名簿に登録されている方。

※年齢満 18 歳以上の日本国民であり、朝日町で住民票がつくられた日（他の市区町村からの転入者は転入届をした日）から引き続き 3 カ月以上、朝日町の住民基本台帳に登録されている方。

4 申込方法

「朝日町選挙投票立会人登録申込書」に必要事項をご記入の上、朝日町選挙管理委員会事務局へ本人自身が提出してください。（申込書は朝日町選挙管理委員会事務局にて配布しています。）

申し込みにより取得した個人情報、投票立会人の選任以外の目的には使用しません。

受付日時	閉庁日（土、日、祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日）を除く 8：30～17：15 までの間
------	---

5 募集期間

随時、登録受付を行っていますが、選挙期日に近い場合は、直近の選挙の対象にはなりません。

6 留意点

応募された方については、資格要件等を確認のうえ、投票立会人候補者として登録を行います。選挙執行のつど、投票立会人候補者から当日の都合等を確認させていただき、その後投票立会人を選任し通知します。（立会人に選任されない場合は、選挙管理委員会からの通知は行ないませんのでご了承ください。）

なお、登録者多数の場合、同一の政党その他の政治団体に属する方が複数となる場合は、投票立会人に選任されないこともありますのでご了承ください。

登録は、辞退の申出がない限り原則として無期限としますが、応募資格から外れた場合や、正当な理由なく自己都合により投票立会人の義務を欠くときは登録を抹消します。

（お問い合わせ先）

朝日町選挙管理委員会（朝日町役場総務課内）

TEL：059-377-5651 FAX:059-377-5661 e-mail:soumu@town.asahi.mie.jp